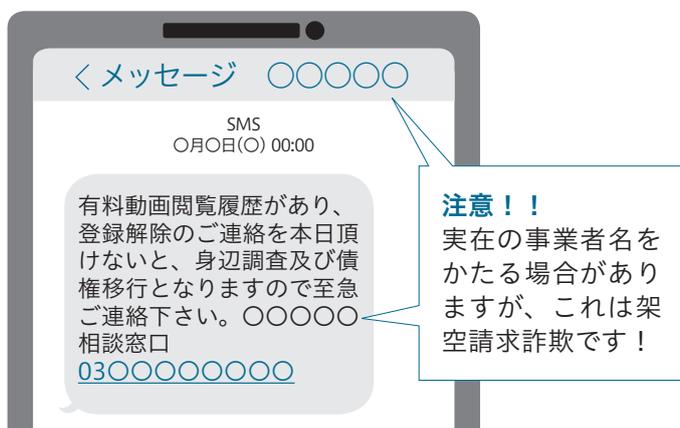


**身に覚えのないメールやSMSは、無視をして！！  
 架空請求詐欺の手口です！**

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

携帯電話やスマートフォンに「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生している。本日中に連絡をしないと法的手続きに移行します。」等と書かれたメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いた、という架空請求の相談が多く寄せられています。メッセージの送り主として実在する事業者の名称をかたる場合もあるため、注意が必要です。

**【実際に送られてくるSMSの事例】**



**注意！！**  
 実在の事業者名をかたる場合がありますが、これは架空請求詐欺です！

**【架空請求の手口】**

- ▽「裁判所に申し立てる」「財産を差し押さえる」などの文面で不安をあおる
- ▽記載されている問い合わせ先に連絡をすると、個人情報を聞き出され、さらしつこく請求を受ける
- ▽未納料金を名目に金銭を請求され、コンビニエンスストアで購入できるプリペイドカードで支払うように指示される

**【被害に遭わないために】**

- ▽覚えのない請求等には絶対連絡をしない
- ▽公的機関の名称や実在する事業者名が記載されていても、安易に信用しない
- ▽金銭の代わりにプリペイドカード型電子マネーの購入を指示されても従わない
- ▽迷惑メール拒否設定をしたり、メールアドレスや携帯電話の番号を変えたりするなどの対策を取る

不安に感じたり、トラブルに遭ったりしたら、消費生活センターに相談しましょう。

**国民年金  
 だより**  
  
**「後納制度」と「追納制度」**  
**国民年金保険料の**

**■保険料の納め忘れのある方へ「後納制度」**

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。これにより、年金額が増えたり、納付期間の不足で年金を受給できなかった方が受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用する方は、9月28日(金)までに、最寄りの年金事務所へ「国民年金後納保険料納付申込書」を提出してください。

**■免除された保険料を後から払いたい方へ「追納制度」**

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりますが、免除等の承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除になるため、所得税・住民税が軽減されます。追納の際には次の点にご注意ください。  
 △追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、平成20年8月分の免除等分については平成30年8月末まで)に限ります。  
 △納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。

▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算し、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早めの追納をお勧めします。

**■問い合わせ**

ねんきんダイヤル(☎0570・051・165)、水戸北年金事務所(☎231局2283)